

山形広域環境事務組合職員の臨時的任用に関する規則

〔 令和 2 年 4 月 〕
〔 山広環規則第 2 号 〕

山形広域環境事務組合職員の臨時的任用に関する事項については、山形市職員の臨時的任用に関する規則（令和 2 年山形市規則第 1 1 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。